

茨城県動物愛護管理推進計画(第4期)案概要

計画期間：令和3年4月から令和13年3月

趣旨 人と動物の共生する社会の実現

基本方向

- (1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着
- (2) 動物の適正飼養と飼い主責任の徹底
- (3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

動物愛護管理推進目標
犬猫殺処分頭数*「ゼロ」の維持

現況
令和元年度

- (1) 犬猫引取頭数 1,542頭
- (2) 犬猫捕獲頭数 1,217頭
- (3) 犬猫返還率 16.3%
- (4) 犬猫譲渡頭数 2,124頭
- (5) 犬猫殺処分頭数* 0頭

※犬猫の殺処分は 国の基本指針に基づき以下の3つに分類し、②を殺処分頭数とする

- ①譲渡することが適切でない
- ②①以外の処分
- ③引取り後の死亡

令和12年度 数値目標

○ 殺処分頭数

- ①譲渡することが適切でない犬猫殺処分頭数 R1 150頭→R12 50頭
- ②①以外の処分 R1 ゼロ→R12 ゼロ
- ③引取り後の死亡 R1 418頭→R12 150頭

○ 殺処分頭数削減

- (1) 犬猫引取頭数 300頭未満 (2) 犬猫捕獲頭数 240頭未満
- (3) 犬猫返還率 30.0%以上 (4) 犬猫譲渡頭数の推進

主
な
具
体
的
施
策

(1) 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

- 適正な犬猫引取業務推進：終生飼養の啓発強化，飼い主負担による引取り制度継続
- 収容した犬猫の譲渡推進：ボランティア団体との連携，不妊去勢手術の実施，問題行動の是正，子猫の譲渡推進
- 猫の適正飼養等の推進：屋内飼養の普及啓発強化，地域猫活動の支援

(2) 動物愛護の普及啓発

- 県民への動物愛護意識啓発：ボランティア団体等関係者との連携強化各種メディア等を活用した啓発活動の充実
- 適正飼養の普及啓発：所有明示（マイクロチップ装着等），終生飼養，繁殖制限，動物由来感染症予防等の啓発

(3) 動物愛護を担うひとづくり

- 動物愛護推進員の育成：推進員の得意分野を生かした活動支援
- 民間団体の育成と強化：譲渡ボランティア団体の登録推進，取組支援
- 動物取扱業の適正化：基準遵守の指導強化，販売時の適切な説明実施
- 特定動物飼養の適正化：愛玩目的の新たな飼養保管不許可の周知，飼養場所への立入調査実施
- 市町村との連携：市町村の取組支援，不適正飼養等の問題解決

(4) 災害時の対応

- 平時の対策：飼い主等に「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知，市町村等と連携した必要な体制整備推進
- 災害等緊急時の動物救護体制整備：「県被災動物救済本部」の設置，避難所等での動物救護活動支援体制の整備

(5) 学校教育との連携

- 動物愛護教育の推進：小中学校における「動物ふれあい教室」「いのちの教室」の継続開催，教員対象の学校飼育動物担当 者への「動物飼育研修会」の継続開催
- 学校飼育動物の飼育支援体制構築と飼育適正化推進：動物愛護推進員等との連携による地域での飼育支援体制の構築

(6) その他

- 動物愛護拠点のあり方と連携
- 調査研究の推進
- 遺棄や虐待事例等における警察との連携
- 実験動物・産業動物の適正な取扱いに関する普及啓発